

高松市香南町北部団地集会所使用管理要領

(趣旨)

第1条 高松市市営住宅条例（平成9年高松市条例第47号）第2条第7号に規定する共同施設として設置した集会所のうち、香南町北部団地集会所（編入前の香南町における名称「香南町営吉光集会所」）（以下「集会所」という。）の使用に関しては、高松市市営住宅集会所使用要綱（平成10年4月1日制定）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(使用の申込み)

第2条 集会所を使用しようとする者は、使用の日時及び目的、使用人数等について、集会所管理業務受託者（以下「受託者」という。）又は高松市立吉光文化センター（以下「センター」という。）の職員に申出るものとする。

(調整及び回答)

第3条 受託者及びセンターの職員は、香南町北部団地集会所使用（予定・実績）表（別記様式）により、使用及び予約の状況を管理し、前条の申込みがあった場合は使用の可否を当該申込者に通知するものとする。

(施開錠管理)

第4条 受託者及びセンターの職員は、集会所の使用に際し、連携してその開錠及び施錠に当たるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市営住宅課長と人権啓発課長が協議の上定める。

附 則

この要領は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

別記様式（第3条関係）

香南町北部団地集会所使用（予定・実績）表

____年 ____月分

日付	曜日	時 刻	使用目的	使用人数	使用責任者	備考
1		: ~ :				
2		: ~ :				
3		: ~ :				
4		: ~ :				
5		: ~ :				
6		: ~ :				
7		: ~ :				
8		: ~ :				
9		: ~ :				
10		: ~ :				
11		: ~ :				
12		: ~ :				
13		: ~ :				
14		: ~ :				
15		: ~ :				
16		: ~ :				
17		: ~ :				
18		: ~ :				
19		: ~ :				
20		: ~ :				
21		: ~ :				
22		: ~ :				
23		: ~ :				
24		: ~ :				
25		: ~ :				
26		: ~ :				
27		: ~ :				
28		: ~ :				
29		: ~ :				
30		: ~ :				
31		: ~ :				